

財務省告示第八十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十六年二月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年二月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	募集の価格日	利率	経過利子のみ
利付国庫債券（十年）（第一百七回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條ノ	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額	百八十億五千七百六十万円	百八十億五千七百六十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年二月二十日	一年	三パーセント
<p>（一）額に日本郵政公社總裁は、払込金の額を加え、次の算式により算出する期日に払い込むものとす</p>											

る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{62}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合又は前記(一)の算式に当該金額を乗じた金額に適用する者がある場合は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

<p>十四 第二期 以後の 利子以</p>	<p>十三 初期 利子</p>	<p>十四 第二期 以後の 利子以</p>	<p>十五 償還 金額</p>	<p>十六 償還 金額</p>	<p>十七 元利 支額</p>
<p>毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期にお</p>	<p>い、その日以前六月間に属す</p>	<p>る利子を払う。</p>	<p>平成十五年十二月二十日</p>	<p>額面金額百円につき百円</p>	<p>日本銀行</p>

十 十
九 八

払 募 払
込 集 場
期 期 所
日 間

平 六 平
成 年 成
十 二 十
六 月 六
年 十 年
二 六 二
月 日 月
二 ま 五
十 で 日
日 から
平成
十